

22-02 男女共同参画推進専門委員会議事メモ

日時 平成22年5月25日(火) 9:15~10:50

場所 総合研究棟Ⅱ 第1会議室

出席者 後藤理事、小川学長補佐

水落、中島、大淵、富田、松村、出口、門脇、花見、石阪、中西、鈴山、江崎総務部長

◎ 前回議事メモの確認

後藤理事から、事前にE-mailで確認した、22-01男女共同参画推進専門委員会議事メモ(資料1)については、配布資料のとおり記録にとどめた旨の報告があり、了承された。

I 確認事項

- 第3次基本計画の重点事項の考え方について(資料2)

鈴山委員より、資料2に基づき、中間整理の特徴と具体的取り組みについて説明があり、別添用語解説資料が配られた。

II 検討事項

1. 各ワーキンググループの検討状況について

◎ 鈴山コア人材育成・啓発ワーキング主査より、男女共同参画推進室(準備室)の立ち上げについて、男女共同参画推進専門委員会報告書・パンフレットの作成編集について、コアスタッフ育成の推進、研修プログラム実施等の活動の方向性について報告があり、又報告書の完成は6月ごろを予定しているとのことである。

◇ 主な意見

- 各ワーキングの協力体制をとりたい。特にパンフレットの作成等は各ワーキングの協力をお願いしたい。
- 昨年実施した他大学等調査を本年も研修プログラムで計画したい。新潟大学等中規模程度の先進的な大学が希望である。
- 男女共同参画推進室(準備室)の立ち上げ案については、事務サイドと妥当な線で現実的な落とし込みを十分詰めたうえで、今後検討していきたい。

◎ 中西保育環境ワーキング主査より、今後の保育環境整備について、女子学生への支援・環境整備(女子休憩室・女子トイレ等の整備)について、報告があった。

◇ 主な意見

- 新さつき保育園の制度を運用する立場(病院側の立場)での考え方を前回総務部長から説明を受けたが、本学の保育として、北立誠幼稚園を活用できないか、検討してもらいたいとの意見があり、対外的なことでもあり、今後調整検討する。
- 環境整備について女子トイレ等の整備は昨年人文学部・教育学部・生物資源学部等相当整備できたが、本年度は予算が厳しいので、4~5年のスパンで整備することになる。
- イベントやシンポジウム時間帯の学内施設コーナーを利用しての一時保育環境を様々な形で具体化することで、男女共同参画の機運を盛り立て、環境整備に資することになる。先ほどの他大学の意見もあったが、学生がベビーシッターをするのはやや問題があると思われる。教職員子弟を夏休みの一時預かりや一時保育については、スペース、安全、保育士の確保等問題が多々あるが、女性支援室で予算も含めて検討してもらいたい。

◎ 石阪制度整備ワーキング主査より、三重大学一般事業主行動計画の策定と育児・介護休業法改正に伴う制度改正についてについて、ワーキング検討内容について報告があった。一般事業主行動計画の策定については目標・数値は別途アクションプランを策定し対処したい。特に男性の育児休業の取得促進及びワークライフバランスの観点からノー残業デーの事項を追加した。育児・介護休業法改正に伴う制度改正については日数の変更等細部に渡っては事務サイドに頼った。

(臨時枠) 三重大学時間外勤務縮減対策案について

- ◎ 江崎総務部長より、この通知文は先に労働基準監督署の定期検査その後実態調査や勧告に基づいて時間外勤務縮減対策案が学長命で策定されたもので、ワークライフバランスの観点から時間外勤務縮減について、適正な運用を図る趣旨であり、具体として学生サービス等に影響しない内部業務を徹底見直し、各種委員会の統廃合を行う。金曜日の一斉定時退庁や、原則休日勤務禁止を行う。今後徹底できない部局はヒヤリングを実施し、処分する場合がある。

2. 三重大学一般事業主行動計画の策定について

- ◎ 事務局諸岡特任職員から次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定についての経緯・趣旨の説明を行い、本学の一般事業主行動計画の策定について逐次説明を行った。特に行動計画は前回より若干踏み込み目的や目標及び対策を分け明確にし、新規に男性育児休業の取得促進事項と、時間外勤務対策縮減事項を追加した。

◇ 主な意見

- 一般事業主行動計画様式1号中の雇用環境に関する事項中育休中における待遇及び後の労働条件に関する周知については、該当するのではないかと。次世代育成支援対策推進法第13条「認定マークくるみん」の認定申請はしないのか等意見があったが、各事項の踏み込み程度を勘案する、又認定申請は時期尚早の意見集約があった。

3. その他

なし

II 報告事項

1. 育児・介護休業法の改正に伴う規程改正について

前田職員課長より、育児・介護休業法の改正に伴う規程改正について、改正後の育児・介護休業法の概要(資料4)に基づき逐次説明を行った。

2. その他

なし

次回の開催については、6月22日(火)午前9時15分から開催する旨確認した。